

敦賀市健康センター 個別施設計画

令和3年2月

敦賀市福祉保健部健康推進課

目次

1	策定の目的と位置付け	1
	（1）目的	1
	（2）本計画の位置付け	1
2	計画期間と対象施設	2
	（1）計画期間	2
	（2）対象施設	2
3	現状と課題	2
4	基本的な考え方	3
5	施設の状態	3
6	対策内容と費用	4
	（1）対策内容と実施時期	4
	（2）概算費用	4

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 本計画は、特に断りがない場合、令和元（2019）年度末時点のデータに基づき作成しています。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

1 策定の目的と位置付け

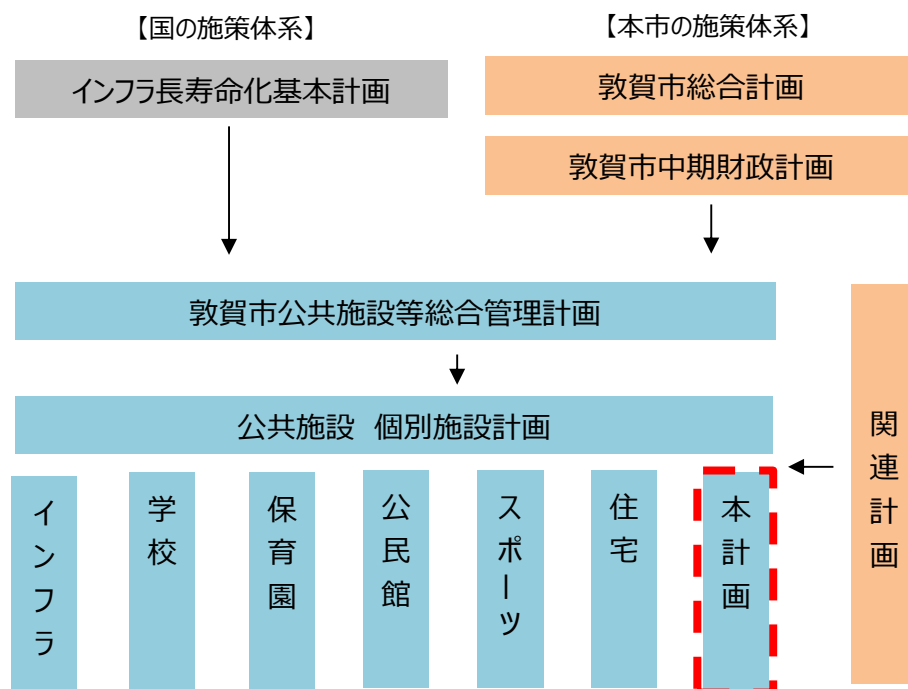
(1) 目的

本計画は、平成29(2017)年1月に策定された敦賀市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画として、敦賀市健康センターの管理に関する具体的な対応方針を述べることを目的としています。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、敦賀市公共施設等総合管理計画の下位計画となります。

図表1 本計画の位置付け



2 計画期間と対象施設

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、本計画は、敦賀市公共施設等総合管理計画の改訂や社会環境等の変化等を踏まえ、適時見直しを行います。

(2) 対象施設

本計画の対象施設は、敦賀市健康センターです。

図表2 対象施設概要

施設名称	地区	運営形態	延床面積 (㎡)	代表建築 年度	経過年	耐用年数	残耐用 年数
健康センター	西	直営	802	1986	33	50	17

3 現状と課題

敦賀市健康センターは、市民の自主的な健康づくりの拠点として、保健事業等を総合的に実施することにより、市民の健康の保持、増進を図り、公衆衛生の向上に寄与することを目的として設置された施設です。

施設は耐震性を有しているものの、建築から33年が経過し、建物外壁、内壁等劣化が生じている箇所が複数認められます。

4 基本的な考え方

敦賀市健康センターは、市民の自主的な健康づくりを支援する拠点としての重要な機能を有しており、今後も同機能を存続します。

また、建物については現状維持としますが、一部老朽化が進んでいる箇所も見受けられるため、状況に応じ適切に修繕を行います。

5 施設の状態

敦賀市健康センターでは、建築基準法による法令点検と、「敦賀市公共施設簡易点検マニュアル」に基づく目視点検を行っており、その結果は以下のとおりです。

図表 3 法令点検及び簡易目視点検結果

施設名称	建築物	設備その他
健康センター	<ul style="list-style-type: none">・屋根表面に表面材が浮いている箇所が数ヶ所あり・外壁に亀裂が多数あり・内壁漏水の形跡が多数あり	<ul style="list-style-type: none">・大ホールに設置している滑車の故障あり

施設運営に支障をきたす修繕箇所はありませんが、法令点検及び簡易目視点検により異常が発見された場合は、速やかに修繕を行います。

6 対策内容と費用

(1) 対策内容と実施時期

基本的な考え方や施設の状態を踏まえた、本計画期間（10年間）における具体的な対策内容と実施時期は次のとおりです。

図表4 対策内容と実施時期

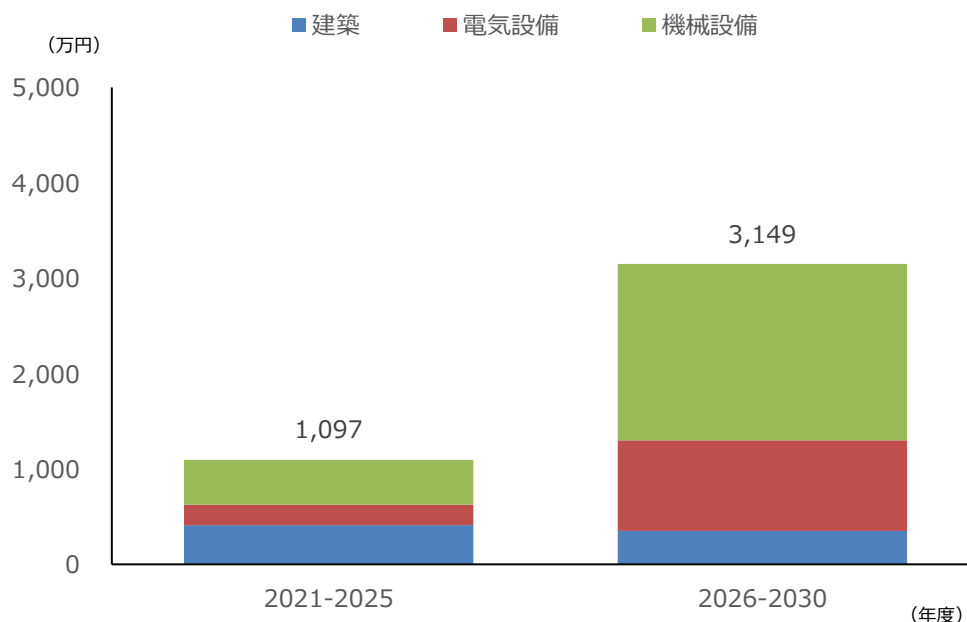
施設名称	方向性_機能	方向性_建物	2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030										検討段階
			現状維持 状況により改修										
健康センター	存続	現状維持	現状維持 状況により改修										決定

機能は存続、建物は現状維持とします。建築から33年を経過していることから、必要箇所の修繕を実施します。

(2) 概算費用

本計画期間中に要する概算費用（維持管理費用除く）は、耐用年数を超えた使用を見据えた場合、建築、電気設備、機械設備合わせて4,246万円を見込んでいます。ただし、この費用は今後の施設の状態、劣化診断等により変動します。

図表5 概算費用



※ 国土交通省官庁営繕部監修「建築物のライフサイクルコスト」の㎡単価に基づく試算。機械的な試算であり、「6 (1) 対策内容と実施時期」の内容とは連動していない。